

# 近世ベトナムの地方社会における治安活動と下級武人

蓮田隆志

## I. 問題設定

1532年末にラオスで亡命政権として誕生した後期黎朝では、16世紀の戦乱を戦い抜く中で、後に王号を世襲することとなる鄭氏をはじめとする軍人たちが、新興の武人階級として成長してきた。王朝は彼らに中興功臣（中興恢復功臣）の称号を与えて一定の優遇措置を与えた。しかし、前期黎朝の開国功臣とその子孫のような、政権中枢を独占する排他的特権階層を形成するには至らなかった。その理由は未だ解明の途上にあるが、王族や宦官といった新興武人階層とほぼ時を同じくして成長してきた人間集団が存在したこと、後期黎朝を支持した開国功臣子孫が多数いたため、中興功臣と開国功臣の双方に跨がる人々が存在し、王朝もまた前期黎朝を「中興」したという立場上、開国功臣子孫にも配慮しなければいけなかったこと、17世紀以降の科挙官僚の進出などに王権強化の試みが絡み合った結果だと考えられる<sup>1</sup>。

16世紀の戦乱の中で軍功を挙げ、社会階梯を駆け上っていった新興武人の後裔たちが辿った命運や選び取った生存戦略はいまだ十分に解明されていない。本稿の課題は、ベトナム後期黎朝を支えた新興武人の後裔たちが採った生存戦略である。これまで筆者が取り扱った事例では、鄧訓を始祖とする良舎鄧氏は鄭王家との密接な婚姻関係を梃子として黎末まで政権中枢にその地位を占め、鄭氏と国史とに寄り添う族史を編纂した〔蓮田2014〕。范篤を始祖とする范氏は一代のみで官界を離れ、功臣子孫の特権を主張しながら地方の地主階級として生き残りを図った〔蓮田2016〕。本稿では黎朝中興の当初から重要な位置を占めた頼氏を対象とするが、頼氏子孫のうち、その本貫である現在のタインホア省ガーソン県ハーズオン社ドン村th. Đông thôn, x. Hà Dương, h. Nga Sơn, t. Thanh Hóaに残った支派に属し、中下級軍人として活動した族人の活動に焦点を当てる。史料としては頼氏に伝えられた家譜および文書を用いる<sup>2</sup>。

家譜には3種類ある。一つは保大年間（恐らく保大13年）に編纂されたもので、各地にある支派ごとに列記する構成をとっている（以下、保大家譜）。二つ目は冒頭に「景興元年六

---

1 かつて17世紀の政治史をタインホア・ゲアンに軸足を置く武人集団と紅河デルタに地盤を持つ文人集団との対立・抗争として図式化したテラーも、単純な（イデオロギーと結びついた）地域対立ではないとして自説を修正している〔Taylor2013: 284-285〕。

2 2016年12月22日訪問。頼氏ご子孫はじめ、調査にご協力賜ったベトナム側の関係各位に深く感謝します。

月日撰修」とあるものを続修したもので、嗣徳年間以降のものである（以下、嗣徳家譜）<sup>3</sup>。嗣徳家譜は事実上17世紀末で記述が終わり、編纂時の各支派のリストがこれに続いている。保大家譜はこのリストに基づいて続修されたようである。以下、この二つの家譜の情報が一致し、特に区別する必要が無い場合は、「家譜」とのみ記す。最後は近隣のハービン社x. Hà Binhの支派の家譜である<sup>4</sup>。これは取り合わせ本で、黎末に編纂・抄写された雑多な家譜類が合綴されたものである<sup>5</sup>。族人の行状を記す部分に伝記的記述を他の家譜よりも多く含んでいるが、どれも完結しておらず重複や乱丁・落丁も多い<sup>6</sup>。

「文書」は2種類に分かれる。一つは嗣徳家譜に同綴されている勅封類の写しで、印などは省略されていて、書式も元の通りではない。もう一つは文書原本をゼロックスコピーしたもので、原本は閲覧できなかった<sup>7</sup>。こちらは令旨や清華鎮守官の示など多様な公文書を含んでいる。性格が異なるので、前者を「嗣徳家譜文書」、後者を「頼氏文書」と呼ぶことにする。本書で考察の中心となるのは、「頼氏文書」所収の公文書である。

## II. 黎朝中興と頼氏

家譜によると、頼氏の祖先は中国人で明に仕えてベトナムにやって来たと言われているが、記述に多くの矛盾があって信を置くに足らない。家譜における初代の頼先およびその子はタインホアに来てからタインホア内の数カ所を転々とするのだが、その中に阮朝の本貫である嘉苗外庄が含まれていること<sup>8</sup>、3代目の頼世嘉が阮文郎に従って襄翼帝即位に貢献したとしている点に、後代の族史編纂および族結合再構成の観点から注意を促しておく。

頼氏は黎朝の中興とほぼ同時に歴史の表舞台に登場する。元和7年（1539）に鄭検が翼郡公に封じられた際、頼世栄が和郡公に封じられたことが、正和本『大越史記全書』をはじめ

3 タインホア省クアンスオン縣クアンホップ社ホップピン村th. Hợp Bình, x. Quảng Hợp, h. Quảng Xương, t. Thanh HóaにあるLại氏宅で収集した家譜はこれと祖本を同じくする。これは1956年にライ・ズイ・タンLại Duy Tân氏がペンで書写したもので、内容は嗣徳家譜とほとんど一致するものの、嗣徳年間の家譜編纂に関わる部分の年次や撰者名が異なっている。これは誤写とは考えられず、両者は同系統に属すが直接の継授関係にはないと判断できる。

4 表紙の記述から、2002年9月にライ・テー・ナムLại Thế Năm氏が自身所蔵の家譜のゼロックスコピーを作成してハーブオンの支派に提供したと考えられる。

5 「中興累代頼族宗圖」「頼族勲臣家記」（弘定2年9月初10日の日付がある）といった表題や「景興元年六月二十日」という嗣徳家譜初纂年と共通する年月日などが見える。

6 族の地理的拡散についての記述がほとんど無い。各地に広がる一族とその発展過程を列記し、族史として整形する方向に発展した嗣徳・保大両家譜以前の、祖先の偉業を顕彰する伝記集という性格を残していると思われる。

7 そのため、紙質やサイズなど文書形態論的な検討は行っていない。

8 但し、縣名を石城縣に誤っている。

とする諸史料に一致して記されている<sup>9</sup>。『欽定越史通鑑綱目』はここで頼世栄に「宋山（縣）光朗（社）人」と注しているが、我々が資料を収集したハーズオン社も旧光朗社に含まれる。また、家譜では頼世栄を世嘉の嫡孫だとしている。元和11年（1543）に侵入してきた莫軍を退けた後に広昌（縣）を守備した和郡公も世栄を指すのであろう<sup>10</sup>。

年代記類で次に登場するのは頼世卿で、ハーズオン社の支派はこの頼世卿の子孫である。正治2年（1559）に鄭検が莫朝攻めの軍を起こした際、安郡公の頼世卿が武師鏖らと共に清華を留守している。ここで『欽定越史通鑑綱目』は宋山光朗の人と注しているが、頼世栄との関係は記していない。家譜は、頼世卿を世栄の弟である世達の子とする<sup>11</sup>。この頼世卿は鄭氏に仕えて各地での戦いに活躍し、光興2年（1579）9月に病死した際、謙国公を贈られている。また、頼世卿と同時代に頼生美という人物も登場する。正治13（1570）に鄭検が死去した際に起こった後継者争いで、長男の鄭檜に従って莫朝に降り、嘉泰5年（1577）に黎朝との戦いで戦死している。彼についても『欽定越史通鑑綱目』は「宋山光朗人」と注している。家譜は彼を世栄の長子としているが、鄭檜に従ったことを記さない。

17世紀には頼世貴と頼世時が年代記類に現れる。前者は光興21年（1598）に太原総兵として、鄭松の弟鄭杜に従って莫朝方討伐の遠征に出陣したが<sup>12</sup>、高平で大敗を喫して兵権を削除された。やはり『綱目』が「宋山光朗人」と注している。嗣徳家譜は世貴を頼世卿の末子世頭セトウの3男とするが爵位が違っており、この件についても触れていない。後者の頼世時は、盛徳3年（1655）に阮氏が大挙北上して猛攻撃を仕掛けてきた際に父安の明良社に駐屯したことが記されている。爵位は嗣徳家譜とも一致して朗郡公となっているが、『綱目』は彼について注を付していない。また、嗣徳家譜では頼世卿の次男である世定の長子となっている。以上から、頼氏は17世紀の中葉までは武将としての活動を確認できることになる<sup>13</sup>。

さて、鄭氏の家譜は、鄭検の死後に弟である鄭松との後継者争いに敗れて莫朝に降った鄭檜の母の名を頼玉珍とする<sup>14</sup>。親族についての情報は付されていないが、頼氏の家譜は頼世栄の姉妹あるいは娘である頼氏玉微が鄭検の正妃となって鄭檜を生んだとしており同一人物

9 A4本『大越史記統編』巻16、己亥（元和）7年条。正和本『大越史記全書』・『欽定越史通鑑綱目』同年条。

10 A4本『大越史記統編』巻16、癸卯（元和）11年正月条および同2月条。

11 但し、ハービン社家譜に含まれる諡号と忌日を列挙したリストは、頼世美を頼世栄の長男、頼世卿を次男だとする。

12 爵位は、正和本が徳澤侯、A4本が徳勝侯に作る。

13 ホップビン村の家譜には「附録黎朝進士」という項目があって、一族から黎朝の科挙に登第した進士として次の4人の氏名と本貫を列挙している：頼登進（清化省東山縣美留社、三甲進士）、頼福（安平府福安社、二甲進士）、頼惟志（海陽省東岸縣大螺社、二甲進士）、頼金蓮（金榜縣金榜社、三甲進士）。しかしながら、登録録で確認できるのは頼登進（永壽4年科第三甲）と頼惟志（正和21年科第三甲）のみであり（阮朝の科挙登第者にも残り2名の名は無い）、家譜はこれらの社に支派の存在を記さない。後世の附会と考えるべきだろう。

14 『金鑑統編』（漢喃院蔵VHv.373本）は次妃、『鄭族世譜』（漢喃院蔵VHv.1756本）は正妃とする。

だろう<sup>15</sup>。前述の通り家譜はこれを隠蔽したが、頼世美が鄭檜に最後まで従った理由はこの親族関係に求められるかもしれない<sup>16</sup>。頼世卿の娘も鄭松の正妃となり、早没したために後継者にならなかったが、長子の信郡公（信礼公）鄭櫛を生んでいる<sup>17</sup>。更に、グエン・ヒュー・タムとグエン・ドゥック・ニユエが紹介する鄭松の第10子就郡公鄭榘子孫の家譜によれば、頼世卿の養女であるBùi Thị Khuê（裴氏奎か）も鄭松の妃となっている [Nguyễn Hưu Tâm và Nguyễn Đức Nhuệ 1995: 37-39]<sup>18</sup>。このように、頼世卿は清華黎朝にあって鄭氏と婚姻関係を結び、高位の武将として確固たる地位を占めていた<sup>19</sup>。その子孫も家譜による限り、17世紀中は郡公を輩出しており<sup>20</sup>、有力な氏族だったと認めてよい。しかしながら、家譜に18世紀の情報ほとんど含まれていない点は、頼氏の衰退を予想させる。また当然ながら、全ての族人が郡公の様な高位に至れるわけではない。次節では、そのような地元に残って中下級の武人として活動した族人の活動を検討するが、その前に頼氏の出自に関して

15 嗣徳家譜と保大家譜は頼世栄の姉妹だとし、註11のハービン社家譜に含まれる諡号と忌日を列挙したりストは娘（頼世美の妹で頼世卿の姉）だとする。

16 鄭檜は光興7年（1584）に東京（現ハノイ）で客死したが、莫朝はその棺を家族とともに清華に送り返した。正和本は「許家人親母及妻子歸葬」と記しており（A4本は「其家眷」に作る）、鄭検後継者争いの内乱以降、頼玉珍（玉微）は鄭檜と行動を共にしていたようだ。

17 これについては家譜史料の間に情報の齟齬と混乱が見られる。頼氏の家譜では、世卿の一人娘である「玉儒」が「太子公鄭檜」に嫁いで「右相」を産んだとある。これに対して、『金鑑統編』は「謹義公頼世卿」の娘である「頼氏玉柔」が鄭松の「正妃」となって「信礼公」鄭櫛を産んだとし、『謹礼公頼某』の娘で「宋山光朗」の人である「頼玉茶」が「正妃」となって「信郡公」鄭櫛を生み、鄭櫛は28才で没したとしている（正確な没年は不明）。また、良舎鄧氏の家譜『鄧家譜記續編』（漢喃院蔵A633/3）は、正治14年（1571）の時点で「重將太保安（郡公＝頼世卿）親女爲正妃」だとしている。

1571年の時点で既に鄭檜は莫朝に身を寄せている。前述の通り、鄭檜の家族は檜の死後に黎朝側に戻ってきており、子の鄭森は父の祭祀を認められて鄭氏親族として遇されたが、右相というほどの重職に就いたことは確認されない。鄭櫛についても早没したために家譜以外でその存在が確認できないことは確かだが、鄭松の正妃が産んだ長子であったことは家譜の記載から確認されるため、生前には政権のナンバー3である右相あるいはそれに相当するの地位にあったとしても不思議ではない。また、頼氏の家譜は他の箇所でも鄭松を鄭檜に誤っている。よって、この箇所についても、頼氏の家譜に見える鄭檜は鄭松の誤りと判断する。

18 頼世卿の養女であるLại Thị Sânが裴克一に嫁ぎ、二人の娘であるBùi Thị Khuêを頼世卿が養女としたという。

19 この他、家譜は頼世卿の曾孫である頼世慶が弘定年間（1600-19）に「文祖諡王（鄭榘）」の娘である鄭氏玉孝を娶ったとしているが、事実とは考えにくい。嗣徳家譜文書は世慶の祖父である頼世顕宛の勅封を複数含むが、それらは1620年代後半から30年代前半に分布しており、世顕の孫が弘定年間に鄭榘の娘を娶るというのは年代的にかなり無理がある。筆者が閲覧し得た鄭氏の家譜はいずれも女子に関する情報に乏しいため鄭氏側から対照することはできないが、頼氏家譜のこの記述が何らかの誤りを含んでいることは間違いないだろう。

20 曾孫である頼世慶も郡公になっているが、前註のごとく彼についての記述には疑義があるので除外して考える。

家譜が興味深い情報を載せているのでこれを紹介しておく。

家譜において、頼世榮と頼世卿はラオスでの黎莊宗擁立に加わったとされている。これは他氏族の族譜にもしばしば見られる常套句なので、本当に最初から黎氏に加わっていたのか確かめることは困難だが、そこに「自先攀附唱率土酋」という文言が見えるのである。頼氏も土酋ないしそれに近い立場だったのではないだろうか。

### Ⅲ. 巡の設置と世襲化

頼氏文書からは、17世紀の後半から18世紀前半にかけて、頼世卿の次男世定の息子である世甲の家系が近隣の治安維持に関わる任務を、世襲の権益として獲得していったことが窺われる。事の発端を記すのは、景治3年（1665）9月6日付で西王鄭柞が香嶺侯阮潮と正隊長泰山伯頼世甲らに宛てた令旨である。

大元帥・掌國政・尚師・西王令旨。香嶺侯阮潮・正隊長泰山伯頼世甲等、係〔宋山〕縣官員吳文仕（人名8人省略）并本〔縣〕等所啓謂、「本縣各總社有地分三疊山、千里路雍塞不通。日夜常被凶〔……〕聚行盜劫、致害良民。茲奉旨判擇取本縣巡守二員、恭乞旨准」等因。應爲巡守本縣、屬鎮守官・左捷奇該奇官・左都督・穎郡公吳有用、仍整〔……〕弟子・銃碑・器械等物件、糾率各庄・寨人、分補店次、日夜巡守本地分禦奸非、以安民居、便行客往來、通里路。如見盜劫竊發某處、務在擒獲〔……〕調就鎮守營解納、奉謹啓待付論行。當者優加重賞、以示〔……職〕守不勤致有疎虞及生〔事……〕罪。茲令。

〔景〕治<sup>21</sup>三年九月初六日（方印2字×3行：印文不明）

〔令旨〕印<sup>22</sup>

その内容は、次のようなものである。三疊山はもともと険阻な道が通っている場所であるが、盗賊が横行して人々に被害が出ていることを宋山縣の官員の吳文仕らが訴えた。これに対する「旨判」<sup>23</sup>を承けて彼らは「巡守」2員を選んだので、承認して欲しい旨を啓によ

---

21 鄭柞が「大元帥・掌國政・尚師・西王」となるのは、永壽2年（1659）9月のことである。そのため、景治3年と永治3年（1678）の可能性があるが、陽德3年（1674）に、鄭王の令旨は令諭と改称されるため（正和本『全書』卷19、甲寅（陽德）3年（1674）秋7月18日条）、景治年間のもものと確定できる。

22 文書には破損している部分がある。〔 〕内は失われた字句を復元したもので、不明の場合は■（字数が確定できる場合）か〔……〕（字数が確定できない場合）で示す。以下同じ。

23 鄭王による決定であることは文脈上問題ないが、鄭王による決定全般を指すのか或いは「令旨」などと異なる固有の機能を持つのか現時点では不明とせざるを得ない。〔蓮田2012〕にて扱った「該簿副斷事榜中侯・知簿永慶伯繼」に見える「指判」も同義と思われる。

て鄭王に求めた。鄭王はその2人を「巡守」として承認し、清華の鎮守である左捷奇該奇・左都督・穎郡公の呉有用の属下とし、また、必要な人員と装備（弟子・銃礮・器械等物件）を整えた上で、各「庄・寨」から人を出して「店次」に詰めさせるよう命じた。そして盗賊を見つけたならば捕らえて鎮守の軍営に護送するように命じている。末尾の、功があれば賞し任務を怠れば罰するというのは定型句である。

現在のタインホア省とニンビン省t. Ninh Bìnhとの境は、チュオンソン山脈から東方に延びる支山脈が海岸線近くまで迫っており、紅河デルタとタインホア以南とを隔てている。海岸部はニンビン側ではダイ川sông Đáy、タインホア側ではカン川sông Cànhの河口地帯である。そのため、海岸部は低湿地と山地が複合しており、陸上交通に適さない。実際、黎朝皇帝が陵墓のある藍山を訪れる場合は水路を使用しており、カン川支流の一つであるホアット川sông Hoat流域には前期黎朝皇帝の御製磨崖詩碑が残されている。陸路は地盤の安定した内陸側を通ることになるが、三疊山núi Tam Điệpにはその最も海岸に近い側の道が通っている<sup>24</sup>。現在の国道一号線もここを通過しているが、どちら側からも急峻な峠越えとなる難路である。盗賊が蠢動するにはうってつけの場所と言えよう。

王朝揺籃の地として重視する清華と首都東京（昇龍）とを結ぶ重要交通路における治安の悪化に対して、王朝は治安維持のための「巡」を設置し、陳情の主体である宋山縣の村落からも人員を供出させている。この巡に縣が推薦した人物（その一人が頼世甲である）に役職を与えて責任者として村落からの人員を統括させ、見張り小屋（店次<sup>25</sup>）を置いて巡察・警戒させるよう命じた。そして、清華處<sup>26</sup>の軍政を司る鎮守<sup>27</sup>に管理・支援させた<sup>28</sup>。軍を派遣しての掃討作戦が並行して行われた可能性も有るが、警戒網の構築による治安維持を選択し

24 前近代の主要ルートは2つで、1つは海岸から30kmほど内陸の三疊山を通るルートで、山南から雲床（現ニンビン市）を経由してタインホアの平野部に達する。もう一つはさらに内陸の庸葛Phố Cátを通る。山西から現ホアビン省東縁部を縦断して、天関府（現ニョークアン縣h. Nho Quan）を経て西都に至る。

25 ベトナム語のディエムカインđiểm canh [店警] に対応するものだろう。ディエムカインは村の入り口や村外れの堤防上の見晴らしの良い場所などに設けられる見張り小屋だが、ここでは、村から離れた交通路上や見晴らしの良い場所などにそれらを増置する措置と考えられる。

26 處xứは最上級行政単位。本稿で扱う時期の清華處は現タインホア省と現ニンビン省にほぼ対応するが、現ニンビン省域は「清華外鎮」として現タインホア省域とは区別されていた。但し、「清華内鎮」という行政区画名は管見の限り用例を見ない。

27 「鎮守」は處の軍政長官であると共に、彼をトップとする官衙（鎮司）の名称でもある。また、「鎮守官」も鎮守本人を指すだけでなく、鎮守に所属する官員を意味することがある。加えて、清華については長官の名称が參鎮や留守、督撫などに改称されることがあり、それに合わせて「清華留守官」などの名称も生じた。これらの呼称の変化が実態の変化を伴ったかどうか、現時点では不明だが、本稿では特に区別なく扱う。

28 「弟子」に兵士などの意味は無いが、銃礮や武器と併記されていることから、鎮守から派遣された兵士と考えるのが妥当であろう。

たようである<sup>29</sup>。

巡守に専任された頼世甲は頼世卿の末子世定の3男である。正隊長は下級将校の職であり、彼は專業の軍人として活動していた人物ということになる。文書での登場順や爵位から見てもう一人の阮潮が頼世甲よりも上位にあったことは間違いなからうが、爵位のみで軍職が併記されていないことから、あるいは監察を担当する文官だったのかもしれない。この措置がどの程度成果を上げたのかは不明だが<sup>30</sup>、その後廃止されることなく継続したことが次の文書から分かる。

大元帥・掌國政・尚師・太父・徳功仁威明聖西王令諭。頼世乙係〔所〕啓聞謂、「前親父正隊長泰山伯頼〔世〕甲屬奉差清華處鎮守〔官〕、巡守本縣三疊山地方。至茲不祿。恭乞旨准」等因。應許爲隊〔長・膺祿〕伯、屬奉差清華處鎮守官・左捷奇該奇官・中軍都督〔府左都督〕・少傅・穎郡公吳有用、侍〔……〕務。倘或懈怠不勤、有軍法在。茲令諭。

〔……〕年十二月二十二日（方印：印文不明）

「令諭」印

この文書は年号部分が破損しており、正確な年代が判明しないが、「令諭」が用いられるのは、陽徳3年（1674）から鄭柞が没する正和3年（1682）までなので、その範囲に収まる<sup>31</sup>。まず、頼世乙が父である頼世甲が没したことを報告し、併せて「旨准」を乞う「啓聞」をたてまつった。鄭柞はこれを許可して世乙に隊長・膺祿伯の職と爵位を与え、父と同じく

---

29 これに関連して「巡司」との関係を整理しておく必要がある。巡司は永壽元年（1658）11月に出された申明禁置非例額巡司令（『國朝詔令善政』（漢喃研究院A.257本）巻2、戸属）に「巡司所は以てその異言異服の人を察すれども商客の税を征せず。」とあるように、もともと治安維持のための関所だったが、通行税目当ての有力者によって17世紀以降に許可無く乱立されて大きな問題となった。上田新也〔2006〕はこのような中央の許諾を得ずに地方に作られた各種の官衙的機関を「非例官署」と呼んでいる。ために、王朝側は設置と撤去を繰り返したが、最終的には公認された全国10箇所程度の巡司が関津税の徴収所としての機能することとなる〔Đặng 1969:107-108〕。本稿にみえる巡は、その任務について当初の巡司に近いものがあるが、巡司とは別個のものとして理解すべきである。『黎朝会典』戸属、巡司や『歴朝憲章類誌』巻31国用誌、征權之課、巡渡之税、市税附によると、保泰4年（1723）に清華に我偶巡が増置されたと言うが、これも三疊巡とは別物である。

後述するように、この三疊山の巡は後に事実上の常設機関化を遂げる。しかし、設立にあたって鄭王の裁可を得て、その後も「例」として鎮守・留守らの承認を得て存続した機構なので、非例官署にも当たらない。

30 家譜では頼世甲が統葛から神符・三疊までの山地の治安維持を行い、没後に「民社追思廟享」としており、地域の人々から感謝されるほどの成果が上がったように記している。

31 註21参照。鄭柞の死は3月なので、より正確には、1674～81年のどこかということになる。

鎮守官の呉有用に属するよう命じている。「旨准」の内容は明示されていないが、父世甲の地位、つまり三疊山地方の巡守を世乙が引き継ぐことであることは文脈上明らかである。そして世乙は引き続き、巡守の職を勤める。

奉差清華處・奉領左捷奇・陪從・工部右侍郎官示。宋山縣〔<sup>?</sup>正〕隊長膺祿伯賴世乙、係三疊山例有設巡防禦奸非等因。仍許巡守如原、同承差等名糾率所屬地方各庄・寨、設立〔店次〕守把本地分自滝瀾至瀧瀨處。如見奸盜羣聚、許查實捉納、毋得生事。勾勘倘或職守不勤及藉端煩擾方民、有〔公法〕在。茲示。

永盛三年五月二十日

「示」印（横線）花押印

永盛3年は西暦1707年なので、短く見積もっても令諭から25年間巡守の任にあることになる。その内容は概ね前引の景治3年令旨に沿ったものだが、鄭王の裁可ではなく鎮守官の許可となっている。注目すべきは、「三疊山には例として巡防を設けて奸非を禦ぐこと有り」という部分である。ここにおいて巡（巡防）の設置は「例」つまり「慣例」だと認められていたことが確認されるのである。そして、永盛15年（1719）の文書では家職化が進む様子が確認される。

奉差清華處留守官・知安場府・中鎮奇該官・侍内司禮監總太監・署衛事・興郡公示。宋山縣光朗社冠祿伯賴世積、係三疊山例有設巡防禦奸非等因。應許繼襲爲隊長・冠祿伯、仍隨親父膺祿伯賴世乙、〔同〕承差等糾率所屬地分各庄・寨及溝・坊・俯網・底網、設立店次守把本地分自滝瀾至瀧瀨處。如見奸盜羣聚竊發、許查實捉來解〔納〕、毋得生事。勾勘倘或職守不勤及藉端煩擾方民、有公法在。茲示。

永盛十五年九月二十四日

「示」印（横線）花押印

ここでは巡の設置が「例」であることが確認された上で、「継襲を許す」としており、賴世積は父親の在世中からその下で、父の後継者扱いで三疊山の巡に関わる職務に従事することが認められている。巡の存在と賴氏が代々その責任者となることの双方が「例」として認められるようになったと言えよう。景興5年（1744）および景興7年（1746）にも賴世積宛てに工部右侍郎官示とほぼ同文の示が清華留守から発給されており、賴世積が予定通り後継者となったことも分かる。このポストは完全に賴世甲とその子孫の世襲権益と化した。

ここまでに紹介した文書（令旨1道、令諭1道、示4道）のうち、景治年間の令旨は巡守設置のために出されたもので、令諭と興郡公示は後任（予定者）任命のためのものである。では、残りの3道はいったい何のために発給されたのであろうか。その答えは、まさに「例」

だからであろう。永盛3年の工部右侍郎官示の発給者は張公偕（公楷）という科挙官僚である。この年の3月に工部右侍郎に任じられており、清華参鎮として在職していた永盛7年（1711）に清華から都に呼び戻された<sup>32</sup>。この示の存在から、永盛3年5月の時点で張公偕が清華に在鎮していることは確実なので、工部右侍郎への任官は清華参鎮職補任に対応する官を与えるための措置だと考えられる<sup>33</sup>。つまり、時期的には張公偕が赴任直後に発給した文書ということになる。巡や店次の設置はあくまで臨時的な措置である。すなわち、必要が無くなれば撤廃されるべき存在なのだ。それに対して頼氏は、鎮守（参鎮・留守）の交代にあたって、三疊山の巡は「例」として定着したものであって今後も必要なものと主張し、これが認められた結果が工部右侍郎官示だと考えられる<sup>34</sup>。景興年間に出された2通の示については、鎮守の交代時に当たるかどうか確認できないものの、同様の性格を持つと考えられる。

無論、治安維持の必要は現実に一貫して存在したかもしれないが、それを担う人間が頼氏である必要はない。だが頼氏は「例」の中にポストの世襲という要素を巧みに埋め込むことに成功した。その理由は頼氏が在地で有力だったという理由もあろうが、頼世甲が死んだ際に鄭柞の令諭を獲得して世乙が世襲に成功したことが最大の要因であろう。世乙から世積への継承には鄭王からの文書は発給されていない。無論、令旨があれば権益はさらに強固なものとなったであろうが、鎮守官の承認のみで十分な程度には安定した権益になっていたのだろう。

#### IV. 巡の運営

我々は前節にて三疊山地方の巡守のポストを頼世甲とその子孫が世襲化していく過程を確認した。本節では巡の運営を具体的に見ていく。まず、巡の管轄と位置付けを検討しよう。景治3年の令旨にあるように、巡の設置を申請し、巡守を選任したのは宋山縣の官員と「本縣（＝宋山縣）」で、管轄の範囲も「巡守本縣」とあるように宋山縣となっている。しかし、下された命令では二人の巡守は鎮守の属下に配されている。これは盜賊強盜の取り締まりの

---

32 青廉縣天健社の人で、正和6年（1685）科第三甲同進士出身。『大越史記統編』巻2、丁亥（永盛）3年3月条に「三月、以工部左侍郎黃公寔爲刑部左侍郎、寺卿張公偕爲工部右侍郎。」とあり、同丁亥（永盛）7年3月条には「三月、召清華参鎮張公偕爲副都御史、以太監段有筭代爲留守。改參鎮爲留守、自此始。」とある。肩書きや時期の一致から見て工部右侍郎官示の「工部右侍郎官」は張公偕と見てよいだろう。

但し、陪従については、工部右侍郎任官の翌月に「以刑部右侍郎鄧廷諫・阮當襄等添差陪従」という記事があるので、この時に与えられたものかもしれない。

33 上田〔2009: 100-103〕が整理した賀帖の官職リストを見ると、督同・督視といった鎮守の補佐役の任にある者の多くが六科給事中の官を帯びており、鎮守・参鎮クラスの間人は六部侍郎の官を帯びている。

34 種々の機会を捉えた既得権（旧例）更新確認の働きかけについては、〔蓮田2012〕の例も参照せよ。

ような治安業務が鎮司の管轄だからである<sup>35</sup>。

では、鎮司はどのように巡の運営していたのだろうか。永盛3年・15年の示はいずれも頼世乙親子に「承差等と共に所屬地分（地方）の各庄・寨（及溝・坊・俯網・底網）<sup>36</sup>を糾率して」任務を遂行するよう命じている。「承差」とは何者であろうか。上田 [2009] が明らかにしたように、後期黎朝時代には「某差」という形式の差遣が広く行われてきた。よって、「承差」形式で差遣されてきた人々である可能性がまずは考えられる。保泰3年（1722）8月12日に清華留守官は2道の「派」を発給している。

奉差清華留守官

計

一、派。膺祿（伯）頼世乙係歴守三疊巡 [日] 久、頗有勤慎。[仍] 便許爲正隊長、糾率本巡隊長并優兵拾筵人爲該管。教訓紀律、巡守本地方要路。務在慎密。倘或懈怠不勤及疎虞不謹、有軍法在。茲派。

保泰三年八月十二日

「派」印

奉差清華留守官守役選祿・暄壽等

計

一、派。中鎮奇優兵共拾筵人在富田社、應選隨三疊巡正隊長膺祿（伯頼世乙）、仍守把巡宿。踰<sup>37</sup>隨紀律、務在嚴兵。若某人視常懈怠、即論及不恕。茲派。

鄧廷諫 [割注：富田社／以下]（以下18名を列挙）

保泰三年八月十二日

「派」印

また、同年月21日付けでやはり奉差清華留守官から頼世積に派が発給されており、父親に従って自分の隊（本隊）を率いて治安維持に当たるよう命じている。上掲2道の派から、正隊長である頼世乙がこのとき率いるのは、配下の隊長と富田社に在住する中鎮奇所属の優兵<sup>38</sup>19名である。「承差」の正体はこれらの人々だと考えられる。つまり、最高責任者である鎮守・留守の指示内容を具体化したものがこれらの派だということになる。

差遣は黎朝系官職を持った人間を鄭氏系組織へ出張させる措置である。だが、「隊長」は

35 『百司庶務』『縣官職掌』（漢喃研究院VHv.1273本）。また、[上田2008: 42註19, 57-58] も参照せよ。

36 俯網と底網は字面から漁業に関係する集落の様に思われるが、不明である。

37 跟の異体字と思われる。

38 優兵は清華・父安で徴兵される兵卒のこと。

鄭氏系組織の官職であり、徴兵された一般兵士はそもそも官品を持っていないのだから差遣自体が成り立たない。下級武職にまで差遣概念が徹底されていたとするならば、頼氏文書で鎮司については全て「奉差」を冠しているにもかかわらず、頼氏の人間について「承差三疊巡隊長」などの表現が見られないのは不可解である。「承差」の「差」が人事制度としての差遣に由来する可能性は有るが、少なくともこの場合は、「つかわす」という一般的な用法で理解し、「承差」は「上級者の命令を受けて派遣された人間」と考えた方がよいであろう<sup>39</sup>。

選祿・喧壽等による派には動員される兵士の個人名が付いている。これが頼氏に伝来しているということは、この文書こそが頼世乙に19名の兵士を指揮下に置く権原を与えたと考えられる。中鎮奇は前節にて引用した永盛15年興郡公示にあるように、清華留守である興郡公<sup>40</sup>が領有する軍団である。富田社は三疊山がある宋山縣ではなく南隣の厚祿縣に属す社である。鎮守は縣境を越えて兵士を派遣するなど、巡の運営にかなり積極的に関わっていたと考えられる。

派文書の機能と性格に関する研究は管見の限り存在しないが、頼氏文書には上掲のものを合わせて計4道の派と2道の「奉派」が含まれている。「派」はいずれも何らかの任務に人を派遣する内容である<sup>41</sup>。対して「奉派」は次のようなものである。

戸番官等

計

一、奉派。三疊巡隊長冠祿頼世積・膺祿頼世乙等、應准給〔全年〕古錢拾壹貫肆陌。遞年至期、就領官庫、以爲寓祿。茲奉〔派〕。

「戸番公同」印

保泰六年（1725）四月初八日

一見して明らかなように、俸給（寓祿）の支給文書である。もう一通の奉派も宛所が頼世積のみになっているだけで文面は全く同じである<sup>42</sup>。「三疊巡」という字句が冠せられてい

---

39 官品を持たない兵卒は「承差等」の「等」であるとする理解は、鎮守官の「示」が実際に派遣する人間を具体的に想定していないがゆえに「承差等」という概括的表現を用いたとする本稿の理解とは相容れない。

40 『大越史記統編』巻2、癸巳（永盛）9年（1713）秋7月以降条に「以侍内監興厚侯陳公尊爲清華留守」という記事がある。この興郡公は陳公尊かも知れない。

41 もう1通は保泰5年（1724）3月29日付で奉差清華處留守官が頼世積宛てに発給したもので、内容は上引の保泰3年8月12日付で頼世乙宛に発給された派とほぼ同じである。但し、年月日の下に特徴的な印が捺してある。

42 乱丁のため年次が確定できないが、永慶2年（1730）のものである可能性が高い。

ることから、この寓禄は三疊山に設置された巡での職務に伴って与えられたものであろう<sup>43</sup>。俸給の受領を「任務への派遣」とは呼びがたいが、「期日が来たら官庫に行って受け取れ」という命令なので、「人をどこかに赴かせる」という点で派と共通性を見いだせないこともない。文書形式を示す「派」印ではなく、「戸番公同」印を用いているのは、頼世乙親子は鎮司の所属であり、戸番とは統属関係に無いからかもしれない。これらの点を含めて、文書学的な考察は後考を期したい。

後期黎朝における文武官の俸給制度は禄社制と呼ばれる。これは官人の俸給を、社を代表とする下級行政単位ごとに与える制度である<sup>44</sup>。桜井由躬雄は村落の支配権や税賦の取収権を与えるのではなく、徴税自体は六番という官署が担当して文武官は六番から俸給を受領すると指摘しており〔桜井1987: 〕、この文書は桜井の指摘を裏付ける<sup>45</sup>。また、上田〔2008: 45註28〕は、清華においては、戸番官は財政について鎮司を介した間接的関与に留まったのではないかと推測している。頼氏文書に含まれる「奉差鎮撫官・右内軍營・北軍都督府左都督・署府事・副将・少傅・奠郡公<sup>46</sup>示」（陽徳2年（1673）1月17日付）は、挺超侯頼世贄（頼世卿の嫡曾孫。世壽とも）に対して清華内の内圀子（税が国庫に納入される社）である永福縣安孫下社から滞納した税を取り立てるよう命じる文書である。清華の戸番官は収税には関与せず支出のみを担当したと考えれば、上田の理解とも整合的に解釈できる<sup>47</sup>。

次に問題となるが、富田社の19名の兵卒が「正隊長」としての頼世積の配下であるのか、それとも三疊山巡での治安維持任務に伴って新規に彼の配下に加えられた兵卒なのかということである。次の史料が参考になる。

#### 奉差清華處督撫衙門官等

##### 計

43 上田〔2008: 36-40〕は寓禄を黎朝系文班官職に対する職秩であり、武人には支給されなかったとする（武人には制禄が支給される）。しかし、家譜・文書類に見える頼世乙・頼世積親子の肩書きは（正）隊長という鄭氏系武官職と爵位のみで、黎朝系官職は武官職を含めて確認されない。専業の武人である頼世乙親子が黎朝系の武官職を兼帯していることは容易に想像しうるが、文官職を兼帯することは考えにくい。単なる制度と運用の乖離である可能性も有るが、寓禄の性格一般についてこの一例のみで議論するのは危険が大きいため、ここでは事例を提示するのみに留める。

44 その村落で徴収される全ての税賦が与えられるとは限らない。官田租のみ兵民のみなど多様な形態がある。

45 桜井は六番のうちで戸番のみが徴税業務を行っていたと理解したが、上田〔2008: 40-45〕はこれを批判して各番がそれぞれ地域を分担して徴税業務を行ったとしている。

46 鄭柞の子である鄭樞。イギリス東インド会社トンキン商館文書にもDucombden the third Prince (IOR G/12/17 (2) March 8, 1672)、あるいはDucomb Dien (July 10 1672) と言った形で登場する。DucombはĐúc ông [徳翁] という貴人に対する敬称、denやDienは爵位の奠diệnの音を写したもの。

47 但し、六番成立を遙かに遡る時代の事例であることは留保しておく必要がある。

一、付。三疊巡守隊長・百戸・冠禄頼世積・副正隊長翊武阮福淳等、係巡守治所、舊例差内鎮兵屬、隨巡守官守禦地方。第上年、撤回進討其巡〔……〕兵守禦等因。應許取近所民丁古耽・青朗・𦵑廊參社・庄、照取三分〔之〕一、各具器械、隨方守禦。不得生事擾民。違者有公法在。茲付。

永祐六年（1740）三月十五日〔方印：印文不明〕

破損部分があって「第上年」以下の部分の意味が取りにくいのが、以前から派遣していた内鎮奇所属の兵卒を引き上げたので、その代わりに近隣3村落から民丁を動員するようという趣旨であろう。この時期、2年前に発生した黎維縉の乱をはじめとして全国で叛乱が頻発していた〔Taylor 2013: 351-360〕。「撤回進討」とはそれらの叛乱鎮圧のために、巡に派遣していた正規兵を引き抜いたことを意味するのであろう。しかし、全ての兵士を引き抜いてしまえば頼世積と阮福淳の手に兵が残らず、指揮官と民丁だけで巡を維持することになってしまう。頼世積と阮福淳には自分の直属の兵が別途いたと考える方が自然であろう。さすれば、富田社からの19名も巡の設置に伴って増派された人員ということになる。巡の兵数については次の史料もある。

奉差清華處留守・内鎮奇・參從官喬嶺侯

計

一、付■■隊長・冠忠頼世積隨與副正隊長翊義阮福淳、唱率本巡〔前〕屬揀兵拾參率及始増揀兵五拾肆率、與旗伍■株・尖槍拾柒株・大刀拾〔……〕件・挾銃肆口并藥礮等項、如前差屬員瑛壽交來認取。時常操練嚴〔……〕防禦。或見賊徒侵掠、即料率本屯兵并報宋山（縣）嘉苗（庄）・洞蓬（庄）等屯併力勦、以靖地方。如見嘉苗・洞蓬等屯報來、即刻量率本屯、互相接應。若〔……〕疎虞及滋事擾民、有軍〔法在〕。茲付。

一、時常巡行密探、如見賊徒情形、即〔……〕差人就鎮■經○申以便差行。

一、別處人往來、應勘察禁物又防窺。何不得〔留〕阻・取錢。其清華・父安二處應許通行。

一、禁物銃口・藥礮・■■・征鼓棍器械・青吉布・紅帽・膝■等物。

景興二年（1741）二月二十二日〔小印2字×1行：印文不明〕

これによると、景興2年（1741）時点で54人の兵卒が配置されているが、以前は13人だったとある。兵卒が増員されているのは、前述した様に、永祐年間（1735-1740）の後半から各地で続発した叛乱に対応するためであろう。清華山間部に拠っていた黎維縉は前年夏に没落したものの捕縛するには至らず、海陽でも叛乱と飢饉が発生していた。王朝はこれに対応するために清華・父安で徴兵を強化している<sup>48</sup>。嘉苗・洞蓬は同じ宋山縣に属す近隣の村落

48 『大越史記統編』卷3、庚申（永祐）6年（1740）春正月条。

であり、この史料は戦時の状況を示している。

この付の発給は上掲の「奉差清華處督撫衙門官等付」の翌年なので<sup>49</sup>、この間に兵員数の変化した可能性は薄く、この13人が頼世積直属の兵卒ということになる。これをやはり上掲の保泰3年(1722)8月12日付「奉差清華留守官守役選祿・喧壽等付」に見える富田社からの19名と考え合わせれば、平時には30人ほどの兵卒がいたと考えられる。さらに村落から動員される民丁が加わるので、総勢は100名近くに達しただろう。

また、鎮司は旗や刀槍・鉄砲弾薬などを供給しているが、満遍なく行き渡る数ではないので、兵士の基本的な装備は別途支給されており、ここには含まれていないと考えられる。臨戦態勢に移行したことにより、殺傷力の高い装備が追加で供給されたのだろう。

本文末尾に小字の一つ書きで命令が加えられているが、実際には1つ目のものは後の2つよりもやや大きな字で記されている。第一条は巡察を怠らず、敵を発見すれば直ちに鎮司に知らせるようにというものだが、第3節にて引いた永盛年間の示では「奸盜」とあるのが、ここでは「賊徒」となっている。平時の巡は重武装の反乱軍に対処することを想定していないのであろう。鎮司の警戒度の高さが分かる。第二条は検問業務に関する指示だが<sup>50</sup>、むやみに人を抑留したり金銭を徴収することを禁じている。このような事態は17世紀から多発しており、禁令もたびたび出されている<sup>51</sup>。最後は禁制品のリストだが、文武官が着用することを定められた服の一つに「青吉衣」がある。「青吉布」とはその素材となる染色された布であろう。このような官給品に準ずるようなものも市井に流出していたようである。

このように、巡の運営そのものもっぱら鎮守によって担われていた。指揮官への俸禄支給のみに戸番が関わっているが、縣官や社役人の関与は確認されない。とはいえ、一定数の人間が駐在するからには何らかの房屋や倉庫などが必要だろう。この建設は動員された民丁が担当したと思われるので、民丁の選抜などにおいては社役人の関与があったと思われる。

## V. 結語

宋山縣の要請によって設置された三疊巡は鎮司の管轄下に置かれたが、それは巡の任務が治安維持であり、鎮司が治安維持を担当する官衙だからである。責任者の頼氏には自身の属下の兵卒だけでなく、鎮司から派遣される兵士も配下も加わったが、その指揮権は派文書の受領によって得られた。兵数は30人程度と想定される。これに動員された民丁を加えた人員

49 永祐6年は5月に改元されて景興元年になる。

50 後半の「其清華・父安二處應許通行」は、位置的に父安とは遙かに隔たった位置にある三疊巡に何故このような指令が下されるのか、文脈が判然としない。

51 例えば、正和4年(1683)に出された「禁巡察横取錢財令」(『各衙門勾差』所収「國朝善政始増補令」戸屬)。また、註28も参照。

は巡と要所に設置した店次とに配置され、巡察と検問によって治安維持を図ったが、想定する警戒対象は武装盗賊レベル程度であった。また、逮捕権も与えられていたが、犯人は府縣などでなく鎮の軍営に連行することになっている。さらに、鎮司は必要があれば村落の民丁を追加で動員することもできたほか、有事に巡は軍の駐屯地としても機能した。また、巡守の職務に対しては指揮官に対して寓禄が支給され、その支給業務は戸番が担当した。そして、この巡の指揮官職を頼氏は頼世甲・世乙・世責の3代にわたって世襲することに成功した。

頼氏文書所収陽和6年(1640)7月20日付「清王(鄭柁)令旨」によると、頼世卿の嫡孫芳郡公頼世賢は現在のニンビン・タインホア・ゲアンの三省にまたがって13社・村・冊の「兵民逐項」を奉給されていたのに加えて、これらの村落の「占射・桑根・浮沙・老土」を寓禄として賜り、さらに1社を父親の皂隸として認められている。また、頼氏の本貫である宋山縣光朗社は黎末に至るまで頼世卿の皂隸とされ、各種の築堤などの徭役半分免の特権を享受した。よって、頼世甲の巡守就任もこのような頼氏全体が大族であることに預かっていた可能性は高い。

永治5年(1680)10月初10日付で芳郡公親男正隊長頂壽侯<sup>52</sup>以下6名の連名で「本族喧良侯・斷成伯頼世科・本族衛人等」に出された示は、徳主賢妃<sup>53</sup>の賻大祭のために安康縣の3社から賻礼錢米を取り立てるよう命じた文書である。この3社のうち2社は前段で引いた陽和6年(1640)7月20日付「清王令旨」に頼世賢が奉給された社として見える(破損があるため確認できないが、もう1社もそうであろう)。族人が得た利権を族全体で管理・維持する様子が窺える。

他方、家譜は頼世乙や父の世甲について「以功臣入侍、祇受某々伯」と記している。彼の伯父である頼世時や頼世卿の嫡孫世賢の子供については「蔭封功臣子孫」という表現が別途使われていて区別されている。よって、頼世甲や頼世乙の出仕・襲職は、官員子・官員孫という公的な身分を要する制度上の恩蔭とは異なるものだったと考えられ、恩典も本家筋と較べれば少なかったであろう。傍系に当たる族人はそれぞれ自らの経済的基盤を構築する必要があったことも確かだろう。頼世甲とその子孫が選んだ独自財源確保策が巡の指揮官職世襲である。寓禄11貫はたいした金額ではないが、度重なる禁令が示すように通行料の徴収は魅力的な財源だったと考えられる。頼氏がこのポストを世襲化するに当たって活用したのが「例」という概念である。

このように頼氏においては、財産管理を梃子として族としてのまとまりを維持していく方向と、各支派がそれぞれに独自の権益を構築していこうという方向性の両方が確認される。黎末以降の混乱は頼氏に大きな打撃を与えたようで、阮朝期の文書はわずかに啓定年間の勅

---

52 家譜に該当する爵位を持つ人物は見当たらないが、挺超侯が頼世賢なので、その兄と思われる。

53 鄭柁の妃の一人。

封があるのみである。嗣徳・保大家譜に見える各地の氏族を（おそらくは附会も含めて）総合しようという方向性は、本貫地での特権を失ってしまった中で族結合の再構築を通じて地位と生活水準の向上を図ったものと思われる。

## 【文献目録】

Đặng Phương Nghi 1969: *Les institutions publique du Vit-Nam au XVIIIe siècle*. Paris: EFEO.

蓮田隆志 2012: 「旧例と悪: 近世中部ベトナム村落の生存戦略」新潟大学人文社会・教育科学系附置環東アジア研究センター(編)『環東アジア地域における社会的結合と災害』、新潟大学人文社会・教育科学系附置環東アジア研究センター、pp.166-188。

蓮田隆志 2014: 「華麗なる一族」のつくりかた: 近世ベトナムにおける族結合形成の一形態」關尾史郎(編)『環東アジア地域の歴史と「情報」』知泉書館、pp.27-57。

蓮田隆志 2016: 「范篤攷: 16世紀ベトナムの新興勢力と中興功臣」『東アジア: 歴史と文化』25、pp.1-17。

Nguyễn Hữu Tâm và Nguyễn Đức Huệ. 1995: Về một bản gia phả họ Trịnh ở Thanh Hoá. Ban nghiên cứu và biên soạn lịch sử Thanh Hoá. *Chúa Trịnh: vị trí và vai trò lịch sử -kỳ yếu hội thảo khoa học-*. Thanh Hoá: Ban nghiên cứu và biên soạn lịch sử Thanh Hoá, pp.33-39.

桜井由躬雄 1987: 『ベトナム村落の形成: 村落共有田=コンディエン制の史的展開』創文社。

Taylor, Keith W. 2013: *A History of the Vietnamese*. Cambridge: Cambridge UP.

上田新也 2006: 「17世紀ベトナム黎鄭政権における非例官署」『南方文化』33、pp.21-42。

上田新也 2008: 「ベトナム黎鄭政権における鄭王府の財政機構: 18世紀の六番を中心に」『東南アジア研究』46-1、pp.33-61。

上田新也 2009: 「ベトナム黎鄭政権の官僚機構: 18世紀の鄭王府と差遣」『東洋学報』91-2、pp.95-129。

付記: 本研究は科学研究費補助金15K02889(代表: 蓮田)の成果の一部である。